

(地球温暖化対策の推進に関する法律
第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第1次 天川村地球温暖化対策実行計画

平成22年度～平成26年度

平成22年11月

奈良県天川村

目 次

第1章 基本的事項

- 1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・2
- 3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・3

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・3
- 2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・3
- 3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 具体的な取組

- 2. 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第4章 推進・点検体制

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。天川村の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成21年度とし、計画期間を平成22年度～平成26年度までの5年間とする。

目標年度については、平成26年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、本村が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

（対象施設一覧）

総務課	役場庁舎・山村開発センター・防災行政無線・車庫・外灯・公用車
地域政策課	総合案内所・天の川温泉・洞川温泉・みずはの湯・エコミュージアムセンター・小路の駅てん・村立資料館・天川村立体育館・巡視員休憩所・みたらい休憩所・スポーツ広場・公衆トイレ・公用車
産業建設課	洞川浄水センター・栃尾区簡易水道施設・中央地区簡易水道施設・山西養殖場・南日裏民芸品等共同創作施設・村営住宅・公用車

住民課	ほほえみポートてんかわ・診療所・洞川美化事務所・天川村火葬場・洞川火葬場・公用車
教育委員会事務局	村立天川幼稚園・村立天川小学校・村立天川中学校・村立洞川中学校・洞川公民館・ふるさとセンターつどい・県民グラウンド・教職員住宅・バス・公用車
議会事務局	公用車

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

天川村の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、1,286,418kg-CO₂である。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,286,418kg-CO ₂

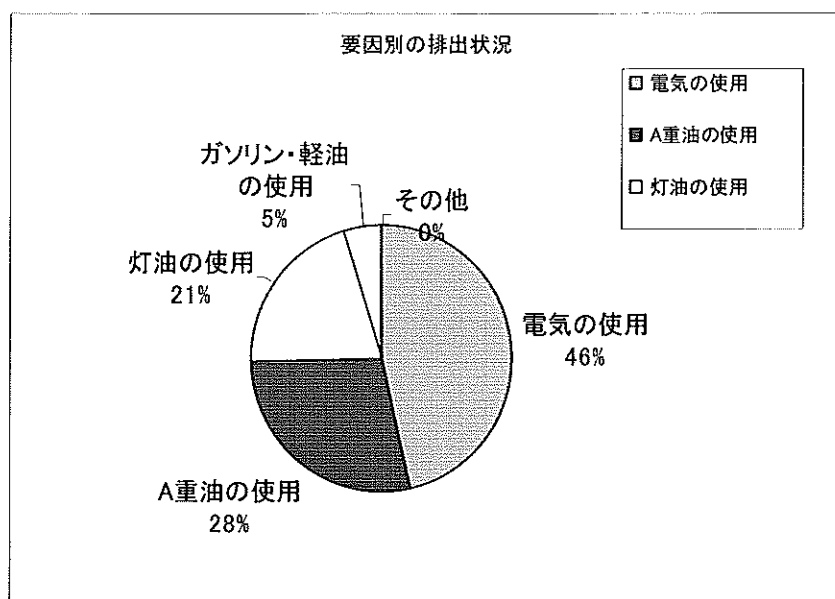
2. 要因別の排出状況

基準年度である平成21年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の46%を占め、次いでA重油の使用が28%、続いて灯油の使用が21%、ガソリン・軽油の使用が5%である。

【村の事務事業から排出される二酸化炭素排出量】

基準年度：平成21年度

燃料等	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-co ₂)	割合
電気	1,768,098 k w h	597,617	46%
A重油	132,780 L	359,785	28%
灯油	107,395 L	267,358	21%
ガソリン・軽油	24,421 L	59,969	5%
その他	1,011 m ³	1,689	1%未満
合計	—	1,286,418	100%



3. 削減目標

平成21年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を、6%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 平成21年度	削減目標	目標年度排出量 平成26年度
二酸化炭素 (CO ₂)	1,286,418kg-CO ₂	6 %	1,209,233kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

職員一人一人がそれぞれの課において、環境に配慮して事務事業を進めることを念頭におきながら、以下の取り組みを行う。

また、各課の実情に応じて工夫をし、詳細な取り組みや重点的な取り組みを定める等、計画の効果的な推進に努めるものとする。

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。

- ・高効率照明への買い換えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。

2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

3. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・電気製品の購入の際は、省エネタイプを購入する。
- ・勤務終了後の早期退庁を奨励する。

②燃料使用量の削減

（施設）

- ・事務室の冷暖房は、適切な温度管理を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。

（公用車）

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

③環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・早帰りデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。

④その他間接的に効果がある取り組み

（ゴミの減量、リサイクル）

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

(用紙類)

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

(水道)

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

村長を本部長、副村長を副本部長とし、その他、管理職（課長）を構成員として組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課に1名以上の「推進担当者（各課のグループリーダー等）」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を環境保全に係る課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」とおし、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回村広報誌やHP等により公表する。